

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、
翌日翌日
がとる）

目 次

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（職員課）
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（シ）

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（高等学校課）
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（職員課）

◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則（シ）
職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（シ）

◇病院局管 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）
宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（シ）

◇鳥取県病院長 烏取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（総務課）

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 給料表の改定

給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一関係）

二 調整基本額表の改定

調整基本額表の全調整基本額を引き上げることとした。（別表第一の三関係）

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	122,100	221,400	266,300	318,700
2	125,800	229,700	275,000	328,800
3	129,600	238,200	283,700	338,900
4	133,300	247,200	292,400	348,900
5	136,300	256,300	301,100	358,600
6	140,700	265,000	309,700	368,100
7	145,300	283,700	315,800	377,500
8	150,500	292,400	325,400	386,600
9	156,400	301,100	335,000	395,400
10	162,500	309,700	344,500	402,900
11	168,800	315,800	354,100	412,600
12	179,800	325,400	363,600	421,800
13	187,000	335,000	372,900	430,600
14	192,800	344,500	382,000	437,100
15	198,100	354,100	389,800	443,400
16	208,300	363,600	395,800	447,600
17	216,200	372,900	401,600	451,800
18	224,200	382,000	408,800	455,900
19	232,100	389,800	414,400	459,800
20	239,600	395,800	419,200	463,600
21	256,300	401,600	423,200	
22	265,000	405,600	427,100	
23	273,500	409,500	431,000	
24	282,000	413,200	434,900	
25	290,300	416,900	438,600	
26	301,100	420,600		
27	309,700	424,300		
28	318,200	427,900		
29	326,500			
30	334,200			
31	341,900			
32	349,300			
33	355,200			
34	360,300			
35	364,800			
36	368,500			
37	371,900			
38	375,100			
39	377,900			
40	380,700			
41	383,500			
42	386,300			
43	389,100			
44	391,900			

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の三(第二条の二関係)

調整基本額表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	10,400円。ただし、1号給から11号給まで5,200円 12号給から15号給まで6,600円 16号給から20号給まで8,600円 21号給から25号給まで9,900円
2 級	11,000円。ただし、1号給から6号給まで9,900円 7号給から10号給まで10,400円
3 級	11,500円。ただし、1号給から6号給まで10,400円 7号給から17号給まで11,000円
4 級	12,100円。ただし、1号給から9号給まで11,500円

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則

の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額切替表

1 級	2 級		3 級		4 級	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
392,700	394,700	429,300	431,500	440,000	442,300	465,000
395,500	397,500	432,900	435,100	443,700	446,000	468,800
398,300	400,300	436,500	438,700	447,400	449,700	472,600
401,100	403,100	440,100	442,300	451,100	453,400	476,400
403,900	405,900	443,700	445,900	454,800	457,100	480,200
						482,600

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二条の三第一項」を「附則第二条の四第一項」に改める。

附則第七項及び附則第八項中「附則第二条の二」を「附則第二条の三」に改める。

附則第十九項中「附則第二条の三第三項」を「附則第二条の四第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	122,100	221,400	266,300	318,700
2	125,800	229,700	275,000	328,800
3	129,600	238,200	283,700	338,900
4	133,300	247,200	292,400	348,900
5	136,300	256,300	301,100	358,600
6	140,700	265,000	309,700	368,100
7	145,300	283,700	315,800	377,500
8	150,500	292,400	325,400	386,600
9	156,400	301,100	335,000	395,400
10	162,500	309,700	344,500	402,900
11	168,800	315,800	354,100	412,600
12	179,800	325,400	363,600	421,800
13	187,000	335,000	372,900	430,600
14	192,800	344,500	382,000	437,100
15	198,100	354,100	389,800	443,400
16	208,300	363,600	395,800	447,600
17	216,200	372,900	401,600	451,800
18	224,200	382,000	408,800	455,900
19	232,100	389,800	414,400	459,800
20	239,600	395,800	419,200	463,600
21	256,300	401,600	423,200	
22	265,000	405,600	427,100	
23	273,500	409,500	431,000	
24	282,000	413,200	434,900	
25	290,300	416,900	438,600	
26	301,100	420,600		
27	309,700	424,300		
28	318,200	427,900		
29	326,500			
30	334,200			
31	341,900			
32	349,300			
33	355,200			
34	360,300			
35	364,800			
36	368,500			
37	371,900			
38	375,100			
39	377,900			
40	380,700			
41	383,500			
42	386,300			
43	389,100			
44	391,900			

別表第一の三を次のように改める。

別表第一の三(第二條の二関係)

調整基本額表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	10,400円。ただし、1号給から11号給まで5,200円 12号給から15号給まで6,600円 16号給から20号給まで8,600円 21号給から25号給まで9,900円
2 級	11,000円。ただし、1号給から6号給まで9,900円 7号給から10号給まで10,400円
3 級	11,500円。ただし、1号給から6号給まで10,400円 7号給から17号給まで11,000円
4 級	12,100円。ただし、1号給から9号給まで11,500円

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。(切替期間における異動者の号給等)
- 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後

の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額切替表

1 級	2 級		3 級		4 級	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
392,700	394,700	429,300	431,500	440,000	442,300	465,000
395,500	397,500	432,900	435,100	443,700	446,000	468,800
398,300	400,300	436,500	438,700	447,400	449,700	472,600
401,100	403,100	440,100	442,300	451,100	453,400	476,400
403,900	405,900	443,700	445,900	454,800	457,100	480,200
						482,600

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十七号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成九年十二月鳥取県条例第二十七号）附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員（以下「最高号給を超える職員」という。）の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 最高号給を超える職員のうち、平成九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日における給料月額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）別表第三イの備考□又はロの備考□の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額は、その者の切替日における給料月額に対応する切替表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日後における最初の給与条例第四条第八項ただし書（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、その者の切替日の前日における給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間）をその者の切替日における給料月額を受ける期間に通算する。

（特定の最高号給を超える職員の切替え等）

第四条 最高号給を超える職員のうち、切替日の前日における給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給を超える職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給を超える職員の給料月額の切替表 (第二条関係)
 イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
190,800	192,900	247,800	250,600	325,600	327,200	374,600	376,500	392,700	394,700	429,300	431,500	440,000	442,300
192,400	194,500	249,800	252,600	327,800	329,300	377,000	378,900	395,500	397,500	432,900	435,100	443,700	446,000
194,000	196,100	251,800	254,600	330,000	331,400	379,400	381,300	398,300	400,300	436,500	438,700	447,400	449,700
195,600	197,700	253,800	256,600	332,200	333,500	381,800	383,700	401,100	403,100	440,100	442,300	451,100	453,400
197,200	199,300	255,800	258,600	334,400	335,600	384,200	386,100	403,900	405,900	443,700	445,900	454,800	457,100

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
465,000	467,400	502,800	505,300	527,600	530,100	597,600	600,100
468,800	471,200	507,100	509,600	532,200	534,700	602,400	604,900
472,600	475,000	511,400	513,900	536,800	539,300	607,200	609,700
476,400	478,800	515,700	518,200	541,400	543,900	612,000	614,500
480,200	482,600	520,000	522,500	546,000	548,500	616,800	619,300

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
358,200	361,000	392,500	394,700	426,500	429,000	438,200	440,900	445,000	447,400	468,900	471,300	477,700	480,100
360,800	363,600	395,200	397,400	429,400	431,900	441,200	443,900	448,200	450,600	472,500	474,900	481,400	483,800
363,400	366,200	397,900	400,100	432,300	434,800	444,200	446,900	451,400	453,800	476,100	478,500	485,100	487,500
366,000	368,800	400,600	402,800	435,200	437,700	447,200	449,900	454,600	457,000	479,700	482,100	488,800	491,200
368,600	371,400	403,300	405,500	438,100	440,600	450,200	452,900	457,800	460,200	483,300	485,700	492,500	494,900

8 級		9 級		10 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円
499,800	502,300	514,700	517,200	536,900	539,400
503,600	506,100	518,800	521,300	541,300	543,800
507,400	509,900	522,900	525,400	545,700	548,200
511,200	513,700	527,000	529,500	550,100	552,600
515,000	517,500	531,100	533,600	554,500	557,000

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
370,400	372,400	468,000	470,700	519,900	522,900	543,000	546,000
372,600	374,600	471,000	473,700	524,100	527,100	547,600	550,600
374,800	376,800	474,000	476,700	528,300	531,300	552,200	555,200
377,000	379,000	477,000	479,700	532,500	535,500	556,800	559,800
379,200	381,200	480,000	482,700	536,700	539,700	561,400	564,400

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
321,500	323,900	453,500	456,200	485,900	488,800	514,700	517,700
323,600	325,900	456,100	458,800	488,900	491,800	518,800	521,800
325,700	327,900	458,700	461,400	491,900	494,800	522,900	525,900
327,800	329,900	461,300	464,000	494,900	497,800	527,000	530,000
329,900	331,900	463,900	466,600	497,900	500,800	531,100	534,100

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
312,700	315,200	380,000	382,500	451,200	453,600	502,500	505,000	597,000	599,500
315,200	317,500	383,200	385,600	454,700	457,100	506,500	509,000	601,200	603,700
317,700	319,800	386,400	388,700	458,200	460,600	510,500	513,000	605,400	607,900
320,200	322,100	389,600	391,800	461,700	464,100	514,500	517,000	609,600	612,100
322,700	324,400	392,800	394,900	465,200	467,600	518,500	521,000	613,800	616,300

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
418,500	423,500	529,400	532,100	588,100	590,700	622,600	625,200
421,600	426,500	533,100	535,800	592,400	595,000	627,400	630,000
424,700	429,500	536,800	539,500	596,700	599,300	632,200	634,800
427,800	432,500	540,500	543,200	601,000	603,600	637,000	639,600
430,900	435,500	544,200	546,900	605,300	607,900	641,800	644,400

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
244,500	247,100	309,000	311,400	377,000	379,300	396,000	398,400	435,000	437,600	465,000	467,400	504,900	507,400
246,500	249,000	311,200	313,500	379,400	381,700	398,800	401,200	438,600	441,200	468,800	471,200	509,200	511,700
248,500	250,900	313,400	315,600	381,800	384,100	401,600	404,000	442,200	444,800	472,600	475,000	513,500	516,000
250,500	252,800	315,600	317,700	384,200	386,500	404,400	406,800	445,800	448,400	476,400	478,800	517,800	520,300
252,500	254,700	317,800	319,800	386,600	388,900	407,200	409,600	449,400	452,000	480,200	482,600	522,100	524,600

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
327,300	329,100	377,500	379,600	405,900	408,300	418,300	420,800	439,200	441,800	500,000	502,500	524,900	527,400
329,500	331,200	379,900	382,000	408,400	410,800	420,900	423,400	441,900	444,500	503,700	506,200	528,900	531,400
331,700	333,300	382,300	384,400	410,900	413,300	423,500	426,000	444,600	447,200	507,400	509,900	532,900	535,400
333,900	335,400	384,700	386,800	413,400	415,800	426,100	428,600	447,300	449,900	511,100	513,600	536,900	539,400
336,100	337,500	387,100	389,200	415,900	418,300	428,700	431,200	450,000	452,600	514,800	517,300	540,900	543,400

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項第五号中「給料月額が職務の級の」の下に「最高の号給又は」を加える。

別表第十四行政職給料表の項七級の欄中「一五号給」を「一四号給」に改め、同表教育職給料表(一)の項二級の欄中「二三号給」を「二三号給」に改め、同表医療職給料表(一)の項三級の欄中「一八号給」を「一七号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項五級の欄中「一五号給」を「一四号給」に改め、同表医療職給料表(三)の項二級の欄中「二二号給」を「二〇号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第2条関係)

イ 行政職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円。ただし、1号給8,415円
4 級	9,900円
5 級	10,400円
6 級	11,000円
7 級	11,500円
8 級	12,100円
9 級	13,200円
10 級	13,900円
11 級	15,900円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給7,150円、3号給7,452円、4号給7,771円、5号給8,091円
2 級	9,100円。ただし、2号給7,852円、3号給8,181円、4号給8,599円、5号給9,045円
3 級	10,000円。ただし、2号給9,054円、3号給9,423円、4号給9,796円
4 級	10,800円。ただし、1号給10,534円
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,500円
8 級	13,000円
9 級	13,500円
10 級	14,300円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,500円。ただし、2号給6,718円、3号給7,011円、4号給7,335円、5号給7,699円、6号給8,113円、7号給8,563円、8号給8,865円、9号給9,171円、10号給9,472円
2 級	11,900円。ただし、2号給8,721円、3号給9,027円、4号給9,351円、5号給9,688円、6号給10,039円、7号給10,539円、8号給11,065円、9号給11,605円
3 級	13,000円 (給与条別表第三イの備考(二)に定める職員にあつては、13,200円)
4 級	14,400円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,718円、3号給7,011円、4号給7,335円、5号給7,699円、6号給8,113円
2 級	11,800円。ただし、2号給7,434円、3号給7,812円、4号給8,226円、5号給8,721円、6号給9,027円、7号給9,351円、8号給9,688円、9号給10,039円、10号給10,539円、11号給11,065円、12号給11,605円
3 級	12,500円 (給与条別表第三ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,700円) ただし、1号給12,334円 (同表ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,694円)
4 級	14,000円

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給6,138円、3号給6,336円、4号給6,570円、5号給6,853円、6号給7,204円、7号給7,591円、8号給7,996円
2 級	9,800円。ただし、2号給8,383円、3号給8,833円、4号給9,229円、5号給9,634円
3 級	11,700円。ただし、1号給11,655円
4 級	12,700円
5 級	16,100円。ただし、1号給15,628円

ヘ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,300円。ただし、2号給10,755円、3号給11,205円
2 級	14,100円。ただし、1号給13,513円

3 級	15,800円
4 級	17,000円

イ 医療職給料表(二)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,100円。ただし、2号給8,050円
3 級	9,800円。ただし、1号給9,369円、2号給9,688円
4 級	10,400円
5 級	11,400円
6 級	12,200円
7 級	13,300円

チ 医療職給料表(三)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給6,939円、3号給7,191円、4号給7,461円、5号給7,740円、6号給8,113円
2 級	10,100円。ただし、2号給8,163円、3号給8,550円、4号給8,968円、5号給9,229円、6号給9,495円、7号給9,765円、8号給10,057円
3 級	10,500円。ただし、1号給10,071円、2号給10,386円
4 級	10,800円
5 級	11,200円
6 級	12,600円
7 級	13,700円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	項 職 員					2項職員 円
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円	
1 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	51,400
1 年 以 上 2 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	51,400
2 年 以 上 3 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	51,400
3 年 以 上 4 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	51,400
4 年 以 上 5 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	51,400
5 年 以 上 6 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	51,400
6 年 以 上 7 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	49,600
7 年 以 上 8 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	47,800
8 年 以 上 9 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	46,000
9 年 以 上 10 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	44,200
10 年 以 上 11 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	42,400
11 年 以 上 12 年 未 満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	40,600

12年以上13年未満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	38,800
13年以上14年未満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	37,000
14年以上15年未満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	35,600
15年以上16年未満	312,200	273,400	220,700	163,200	102,800	34,200
16年以上17年未満	307,800	269,400	217,400	160,600	101,200	32,800
17年以上18年未満	303,400	265,400	214,100	158,000	99,600	31,400
18年以上19年未満	299,000	261,400	210,800	155,400	98,000	30,000
19年以上20年未満	294,600	257,400	207,500	152,800	96,400	28,600
20年以上21年未満	290,200	253,400	204,200	150,200	94,800	27,200
21年以上22年未満	277,900	243,100	196,600	144,400	91,300	26,500
22年以上23年未満	265,400	232,800	188,900	138,600	87,500	25,800
23年以上24年未満	253,200	222,600	181,500	132,800	84,000	24,800
24年以上25年未満	240,900	212,300	173,800	127,300	80,200	24,100
25年以上26年未満	228,500	202,000	166,200	121,500	76,700	23,400
26年以上27年未満	213,100	188,100	154,900	113,400	71,700	22,700
27年以上28年未満	197,900	174,300	143,900	105,300	67,000	22,000
28年以上29年未満	182,500	160,400	132,600	97,200	62,300	21,200
29年以上30年未満	167,100	146,500	121,400	89,100	57,300	20,800
30年以上31年未満	149,300	131,200	109,300	80,200	52,400	20,300
31年以上32年未満	131,600	115,900	97,300	71,600	47,200	19,600
32年以上33年未満	114,000	100,700	85,400	62,700	42,300	18,700
33年以上34年未満	83,300	75,700	65,800	49,600	34,000	17,800
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十一号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一万七千円」を「一万八千円」に、「一万二百円」を「一万八千円」に改め、同項第二号中「六千六百元」を「六千八百円」に改め、同項第三号中「三千六百元」を「三千八百円」に改める。

附 則

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県宮病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第三号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「一万七千円」を「一万八千円」に、「一万二百円」を「一万八千円」に改め、同項第二号中「三千六百元」を「三千八百円」に改め、同条第三項中「五千四百円」を「五千七百元」に、「二万五千五百円」を「二万七千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第二 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	300,300	352,100	434,400
2	239,000	316,700	369,200	447,600
3	249,000	333,100	386,300	459,900
4	264,300	349,800	403,300	472,000
5	280,300	366,600	416,200	483,800
6	296,500	383,500	429,500	495,500
7	312,100	400,400	442,400	506,700
8	327,700	413,300	454,600	517,400
9	343,000	424,900	466,500	528,100
10	356,000	435,700	477,800	538,700
11	369,000	445,600	488,800	549,100
12	381,700	455,000	499,700	558,800
13	391,200	464,400	510,000	568,100
14	400,300	473,500	520,300	577,400
15	407,900	482,600	529,800	586,400
16	412,700	491,500	539,100	595,300
17	417,500	498,100	548,400	603,500
18	420,500	504,000	555,700	610,300
19		509,100	562,700	615,600
20		513,000	567,800	620,400
21		517,000	572,900	
22		520,900	577,800	
23		524,700	582,100	
24		528,400	586,400	

ロ 医療職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	208,200	232,000	269,200	311,700	348,000
2	140,900	178,900	215,300	240,400	278,800	322,000	359,900
3	146,500	185,500	222,800	249,000	288,400	332,300	371,800
4	153,300	192,100	230,900	257,600	298,100	342,500	383,700
5	160,100	198,700	239,100	266,200	307,900	352,700	395,500
6	167,800	205,200	247,500	274,800	317,700	362,600	407,300
7	175,400	211,900	256,000	283,500	327,700	372,400	419,500
8	181,700	218,600	264,400	292,300	337,600	382,200	431,700
9	188,000	225,500	272,900	301,300	347,300	392,100	443,400
10	193,300	232,900	281,400	310,200	356,800	402,100	454,400
11	198,600	239,900	289,800	319,000	366,200	412,000	464,800
12	203,800	246,700	298,100	327,500	375,100	421,200	473,400
13	208,900	253,300	306,200	335,500	384,000	430,200	480,400
14	213,700	259,900	314,100	343,400	392,100	436,900	487,300
15	218,200	265,700	321,700	350,900	398,600	443,300	494,300
16	222,600	271,200	329,000	357,000	404,900	447,600	498,800
17	226,900	276,400	335,800	362,400	410,100	451,800	503,100
18	231,200	281,600	342,000	367,600	415,100	455,900	
19	234,700	286,300	346,400	371,300	419,100	459,800	
20	237,800	290,800	350,800	375,000	422,900	463,600	
21	240,800	294,100	354,500	378,600	426,700		
22	243,300	296,700	357,300	381,800	430,400		
23	245,200	299,100	360,100	384,800	434,000		
24		301,100	362,700	387,400			
25		303,100	365,300	390,000			
26		305,100	367,600	392,800			
27		307,200	369,800	395,600			
28		309,300	372,100				
29			374,500				
30			376,900				

ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	223,800	246,700	278,500	315,600	350,100
2	154,200	181,400	230,800	254,200	287,100	325,300	362,000
3	159,800	190,000	238,900	261,700	295,700	335,600	373,900
4	165,800	199,300	246,400	269,200	304,300	346,100	385,800
5	172,000	205,100	253,800	276,800	313,100	356,400	397,700
6	180,300	211,000	261,300	284,700	321,800	366,300	410,100
7	188,900	217,000	268,700	292,600	330,500	376,200	422,600
8	197,600	223,500	276,100	300,700	339,000	386,100	434,500
9	202,700	230,500	283,600	308,800	346,800	396,100	446,000
10	207,900	238,200	291,300	316,900	354,600	406,300	457,200
11	213,100	245,600	299,100	324,900	362,400	416,700	468,100
12	218,500	253,000	306,900	332,600	370,100	426,500	478,000
13	224,300	260,400	314,400	339,900	377,900	435,700	486,400
14	230,200	267,800	321,700	347,100	385,700	444,800	494,700
15	236,000	275,100	328,900	354,200	393,400	453,900	502,700
16	241,700	282,400	335,600	361,200	401,100	462,300	510,100
17	247,400	289,700	342,200	367,900	408,400	470,600	515,100
18	253,100	297,000	348,400	374,500	414,800	478,600	519,400
19	258,900	304,100	354,600	381,000	419,800	486,000	523,400
20	264,500	311,100	360,800	387,000	424,300	490,900	
21	269,800	318,000	367,100	392,500	428,800	495,100	
22	274,900	324,300	373,000	397,800	432,900	498,800	
23	279,200	330,400	378,400	401,900	436,400		
24	283,800	336,500	383,700	405,600	439,100		
25	288,100	342,200	388,000	409,100			
26	292,200	346,600	391,500	412,600			
27	295,800	350,300	394,700	415,600			
28	299,200	353,800	397,600	418,200			
29	301,800	356,800	400,500				
30	304,100	359,100	403,300				
31	306,200	361,300	405,800				
32	308,200	363,500					
33	310,400	365,600					
34	312,500	367,800					
35	314,600	370,000					
36	316,600	372,400					
37	318,600	374,800					
38	320,700	377,200					
39	322,800						
40	324,900						
41	327,000						

別表第三 現業職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	122,100	221,400	266,300	318,700
2	125,800	229,700	275,000	328,800
3	129,600	238,200	283,700	338,900
4	133,300	247,200	292,400	348,900
5	136,300	256,300	301,100	358,600
6	140,700	265,000	309,700	368,100
7	145,300	283,700	315,800	377,500
8	150,500	292,400	325,400	386,600
9	156,400	301,100	335,000	395,400
10	162,500	309,700	344,500	402,900
11	168,800	315,800	354,100	412,600
12	179,800	325,400	363,600	421,800
13	187,000	335,000	372,900	430,600
14	192,800	344,500	382,000	437,100
15	198,100	354,100	389,800	443,400
16	208,300	363,600	395,800	447,600
17	216,200	372,900	401,600	451,800
18	224,200	382,000	408,800	455,900
19	232,100	389,800	414,400	459,800
20	239,600	395,800	419,200	463,600
21	256,300	401,600	423,200	
22	265,000	405,600	427,100	
23	273,500	409,500	431,000	
24	282,000	413,200	434,900	
25	290,300	416,900	438,600	
26	301,100	420,600		
27	309,700	424,300		
28	318,200	427,900		
29	326,500			
30	334,200			
31	341,900			
32	349,300			
33	355,200			
34	360,300			
35	364,800			
36	368,500			
37	371,900			
38	375,100			
39	377,900			
40	380,700			
41	383,500			
42	386,300			
43	389,100			
44	391,900			

別表第八を次のように改める。

イ 医療職給料表(□)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	六千二百円				
二級	八千円。ただし、二号給				八千五百円
三級	九千八百円。ただし、一号給				九千三百六十九円
				二号給	九千六百八十八円
四級	一万四百円				
五級	一万千四百円				
六級	一万二千二百円				
七級	一万三千三百円				

ロ 現業職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
一級	一万四百円。ただし、一号給から十一号給まで				五千二百円
				十二号給から十五号給まで	六千六百円
				十六号給から二十号給まで	八千六百円
				二十一号給から二十五号給まで	九千九百円
二級	一万千円。ただし、一号給から六号給まで				九千九百円
				七号給から十号給まで	一万四百円
三級	一万千五百円。ただし、一号給から六号給まで				一万四百円
				七号給から十七号給まで	一万千円
四級	一万二千二百円。ただし、一号給から九号給まで				一万千五百円

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、平成十年一月一日から施行する。

2 この規程(第二十一条の改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

3 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の前日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する附則別表のイからホまでの表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 前三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表 最高号給を超える給料月額の切替表
イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
190,800	192,900	247,800	250,600	325,600	327,200	374,600	376,500	392,700	394,700	429,300	431,500	440,000	442,300
192,400	194,500	249,800	252,600	327,800	329,300	377,000	378,900	395,500	397,500	432,900	435,100	443,700	446,000
194,000	196,100	251,800	254,600	330,000	331,400	379,400	381,300	398,300	400,300	436,500	438,700	447,400	449,700
195,600	197,700	253,800	256,600	332,200	333,500	381,800	383,700	401,100	403,100	440,100	442,300	451,100	453,400
197,200	199,300	255,800	258,600	334,400	335,600	384,200	386,100	403,900	405,900	443,700	445,900	454,800	457,100

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
465,000	467,400	502,800	505,300	527,600	530,100	597,600	600,100
468,800	471,200	507,100	509,600	532,200	534,700	602,400	604,900
472,600	475,000	511,400	513,900	536,800	539,300	607,200	609,700
476,400	478,800	515,700	518,200	541,400	543,900	612,000	614,500
480,200	482,600	520,000	522,500	546,000	548,500	616,800	619,300

ロ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円
418,500	423,500	529,400	532,100	588,100	590,700	622,600	625,200
421,600	426,500	533,100	535,800	592,400	595,000	627,400	630,000
424,700	429,500	536,800	539,500	596,700	599,300	632,200	634,800
427,800	432,500	540,500	543,200	601,000	603,600	637,000	639,600
430,900	435,500	544,200	546,900	605,300	607,900	641,800	644,400

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月	旧給料額 月	新給料額 月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
244,500	247,100	309,000	311,400	377,000	379,300	396,000	398,400	435,000	437,600	465,000	467,400	504,900	507,400
246,500	249,000	311,200	313,500	379,400	381,700	398,800	401,200	438,600	441,200	468,800	471,200	509,200	511,700
248,500	250,900	313,400	315,600	381,800	384,100	401,600	404,000	442,200	444,800	472,600	475,000	513,500	516,000
250,500	252,800	315,600	317,700	384,200	386,500	404,400	406,800	445,800	448,400	476,400	478,800	517,800	520,300
252,500	254,700	317,800	319,800	386,600	388,900	407,200	409,600	449,400	452,000	480,200	482,600	522,100	524,600

二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円
327,300	329,100	377,500	379,600	405,900	408,300	418,300	420,800	439,200	441,800	500,000	502,500	524,900	527,400
329,500	331,200	379,900	382,000	408,400	410,800	420,900	423,400	441,900	444,500	503,700	506,200	528,900	531,400
331,700	333,300	382,300	384,400	410,900	413,300	423,500	426,000	444,600	447,200	507,400	509,900	532,900	535,400
333,900	335,400	384,700	386,800	413,400	415,800	426,100	428,600	447,300	449,900	511,100	513,600	536,900	539,400
336,100	337,500	387,100	389,200	415,900	418,300	428,700	431,200	450,000	452,600	514,800	517,300	540,900	543,400

ホ 現業職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円
392,700	394,700	429,300	431,500	440,000	442,300	465,000	467,400
395,500	397,500	432,900	435,100	443,700	446,000	468,800	471,200
398,300	400,300	436,500	438,700	447,400	449,700	472,600	475,000
401,100	403,100	440,100	442,300	451,100	453,400	476,400	478,800
403,900	405,900	443,700	445,900	454,800	457,100	480,200	482,600